

株主各位

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

第28期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

- ① 業務の適正を確保するための体制
及び当該体制の運用状況
- ② 連結計算書類の連結注記表
- ③ 計算書類の個別注記表

スパークス・グループ株式会社

法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.sparx.jp/>）に掲載することにより、株主の皆さんに提供したものとみなされる情報であります。

① 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、意思決定及び業務執行の適法性、妥当性を監視する機能を強化し充実するため、独立した社外取締役を招聘してこれを構成する。また独立した社外監査役を含む監査役により、業務執行の適法性・妥当性の監視を行う。
- ② 社外取締役及び社外監査役のうち、証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員の要件を充たす者については、原則としてその届出を行う。
- ③ 取締役は法令・定款・社内規程を遵守し、当社グループの経営理念「世界で最も信頼、尊敬されるインベストメント・カンパニーになる」を実現するために定められたSPARX VISION STATEMENT、コンプライアンス・マニュアル、スパークス・グループ コード・オブ・エシックスに則り行動する。また、取締役は年度に一回以上のコンプライアンス研修の参加を義務付けられ、法令及び諸規則への理解を深める。
- ④ 国内外の諸法規等を遵守するため、取締役会直轄の組織としてコンプライアンス部門を設け、法令等遵守の状況については、当該部門が主催する委員会での審議を経て定期的に取締役会にて報告する。
- ⑤ 取締役の違法・違反行為については、内部通報制度に基づき、内部窓口をコンプライアンス部門長及び監査役とし、外部窓口は法律事務所とすることにより、役職員から通報や相談を受ける。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書規程に基づき、次の各号に定める文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連資料とともに保存・管理する。
 - イ 株主総会議事録
 - ロ 取締役会議事録
 - ハ 監査役会議事録
 - ニ その他文書規程及び経理規程に定める文書
- ② 取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合、担当部署はいつでも当該要請のあった文書、情報を閲覧又は謄写に供する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役は、リスク管理体制構築の重要性に鑑み、リスク管理に関する諸規程を定め、リスク管理体制を整備する。
- ② リスク管理担当部署は、リスクの把握と管理に努める。また、それらの結果を必要に応じて取締役会に報告する。
- ③ 取締役会は個々のリスクに対して、必要に応じて対応方針を審議し、適切な対策を講じる。
- ④ 地震や風水害等の自然災害、或いは火事や停電、テロ行為等による被害に対しては、業務継続計画を予め整備し、事前対応に努めるとともに被害発生時の効果的な対応に備える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営方針や経営戦略等に関する経営上の重要な事項については、取締役会規程に基づいて協議を行い、決定する。また、取締役の権限及び責任の範囲については、組織規程及び業務分掌規程を定めることで、取締役が効率的に職務執行を行う体制を確保する。
- ② 事業展開における臨機応変な対応を可能とするため、取締役の任期は一年とする。取締役は、意思決定に当たって善管注意義務が十分に果たされているかを相互に監視するとともに、効率性と健全性の確保に努める。
- ③ 取締役会は毎月一回以上開催し、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。月次の業績については、定例の取締役会にて報告され、レビューされる。
- ④ 取締役会は、専門的な事項について調査、審議、立案、答申等を行う諮問機関として各種委員会を設置する。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 使用人は、法令・定款・社内規程を遵守し、当社グループの経営理念「世界で最も信頼、尊敬されるインベストメント・カンパニーになる」を実現するために定められたSPARX VISION STATEMENT、コンプライアンス・マニュアル、スパークス・グループ コード・オブ・エシックスに則り行動する。また、各種の会議等を通じ経営理念の浸透を図る。
- ② 社内規程は法令の改廃等に合わせ隨時見直し改定するとともに、これを全社員に告知徹底する。また、全社員は入社時及び年度に一回以上のコンプライアンス研修の参加を義務付けられ、法令、諸規則及び社内規程への理解を深める。
- ③ 国内外の諸法令及び社内規程を遵守するため、コンプライアンス部門が主催する委員会を設置してコンプライアンス体制を検証するとともに法令上の諸問題を調査、検討し、取締役会で対応方針を決定する。
- ④ 社内で発生するコンプライアンスに関する諸問題は「インシデント・レポート」等により各部門からコンプライアンス部門及び内部監査部門に報告され、委員会で審議の後、取締役会に報告される。また、懲罰の要否を検討する必要がある場合には別途委員会において審議し、就業規則等に従い社内処分を行う。
- ⑤ 使用人の違法・違反行為については、内部通報制度に基づき、内部窓口をコンプライアンス部門長及び監査役とし、外部窓口は法律事務所とすることにより役職員から通報や相談を受ける。
- ⑥ 取締役会直轄の内部監査部門が、使用人の職務の執行が諸法規、定款、社内規程及び企業倫理等に従って適正かつ効率的に行われているかを監査し、取締役会に対して報告する。
- ⑦ 取締役会は、財務報告にかかる内部統制が有効に機能するよう、全社的な統制・IT統制・業務プロセス統制に関する統制活動の文書化、内部統制の評価、有効性の判断、不備の是正等の活動を逐次モニターする。

(6) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ各子会社の経営については、子会社管理規程に基づき、子会社管理担当部門がモニタリングを行い、主要子会社の経営状況を把握し、必要に応じて取締役会に報告する。
- ② 取締役会は必要に応じて主要子会社の代表者から業務報告を直接受ける。
- ③ 主要子会社において法令・諸規則を遵守するため、その規模や業態などに応じて、SPARX GROUP CODE OF ETHICS PROTOCOLに従い所定の事項を盛り込んだ各社ごとの社内規程を採択させる他、グローバルな視点から業務執行に関する法令遵守及びリスク管理を行う。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の求めに応じて、監査役の職務を補助するための使用人を置く。
- ② 当該使用人は、原則として監査役会の専属とし、その使用人の異動、評価等人事全般の事項については監査役会の同意を得る。

(8) 当社及びその子会社から成る企業集団における取締役及び使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制

当社及び国内子会社においては、

- ① 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- ② 取締役及び主たる使用人は監査役との会合を定期的に開催し、経営及び業務執行に係る諸問題を監査役に報告するとともに意見交換を行う。
- ③ 監査役は取締役会等の重要会議に出席し取締役及び使用人から受けた報告の内容を監視・検証し、必要に応じて、助言又は意見の表明あるいは勧告、行為の差し止め等の措置を講じる。

海外子会社においては、

現地法令等により必ずしも監査役が選任されていない会社もあることから、子会社取締役を務める当社役職員への報告や月次グローバル・コンプライアンス報告によって、当社監査役へ間接的に報告する。

(9) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

（直接・間接を問わず）監査役への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底する。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法の定めに基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ② 監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査役監査の環境整備の状況、監査に関する重要課題の他、会社が対処すべき課題等について意見を交換する。
- ② 監査役は、内部監査結果について内部監査部門から随時報告を受けるとともに、会計監査の結果については会計監査人から定期的に報告を受ける。また、効率的かつ効果的な監査を行うため、それぞれ連絡会議を開催する等により情報の共有に努める。
- ③ 監査役は、重要会議の議事録等を随時閲覧するとともに、必要に応じ、説明を求める。
- ④ 監査役は、各社監査業務にかかる情報共有、意見交換に努める。

(12) 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方等

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、一切関係を持たず、経済的な利益を供与せず、また違法・不当な要求に毅然として応じないことを基本的な考え方とし、これを実現するために、所轄部門によるコンプライアンス教育を徹底するとともに、所轄警察署及び弁護士等の外部専門機関との連携を図る。

(13) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため「財務報告に係る内部統制の経営者評価に関する基本原則」を策定し、取締役会が決定する年度基本方針に基づき、有効かつ効率的な財務報告に係る内部統制の整備、運用並びに評価を行う。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

「内部統制システムに関する基本方針」に基づき実施した内部統制システムの主な運用状況は、以下のとおりであります。

- ・当社グループは経営理念「世界で最も信頼、尊敬されるインベストメント・カンパニーになる」の実現のため、当社及び当社子会社の役職員に対して「SPARX VISION STATEMENT」などを通して、その理念の周知に努めています。
- ・コンプライアンスの意識の向上と不正行為の防止等を図るため、当社及び子会社の役職員に対して入社時及び年度に一回以上のコンプライアンス研修を実施しております。
- ・役職員から通報や相談を受ける内部通報制度を設け、通報者の保護を図るとともに問題の早期発見と改善に努めています。
- ・当社は、毎月開催される定時取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、業務執行の意思決定及び業務執行の監督を行っております。また、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクの対応策について検討しております。その上で、必要に応じて社内の諸規程及び業務の見直しを行い、内部統制システムの実効性の向上を図っております。
- ・グループ各子会社の経営については、子会社管理規程に基づき、子会社管理担当部門がモニタリングを行い、主要子会社の経営状況を把握し、毎月取締役会に報告しております。
- ・監査役の監査体制に関しては、監査役は取締役会のほか重要な会議及び子会社の取締役等に出席し報告を受けた内容の監視・検証を行っております。海外子会社については、往査を含め取締役等より定期的に報告を受け監査を行っております。監査役は、内部監査部門から定期的に内部監査結果の報告を受け、会計監査人からは会計監査及び内部統制の監査結果について報告を受け討議を行っております。監査役の職務執行について生じる費用等の支弁に関しては年間予算を策定し適宜監査に必要な費用の支払いを行っております。また監査役会は代表取締役との定期的な会合を実施し、監査に関する重要課題、会社が対処すべき課題等について意見交換をしております。
- ・内部監査担当部門は定期的に内部監査を実施し、外部監査人との協働を含め内部統制の有効性の評価を行っております。

② 連結計算書類の連結注記表

当社の連結計算書類は、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）並びに同規則第118条の規定に基づき当社グループの主たる事業である投信投資顧問業を営む会社に適用される「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に準拠して作成しております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び名称

連結子会社の数 9社

連結子会社の名称

SPARX Overseas, Ltd.

SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

SPARX Asia Capital Management Limited

SPARX Asia Investment Advisors Limited

スパークス・グリーンエナジー&テクノロジー株式会社

スパークス・アセット・トラスト&マネジメント株式会社

その他 2 社

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

SPARX Finance S.A.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、総資産、営業収益、当期純損益及び利益剰余金等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び名称

持分法を適用した関連会社の数 1社

会社等の名称

合同会社東北早期復興支援ファンド2号

Lotte-KDB-Mirae Asset Daewoo-SPARX Global Investment Partnership Private Equity Fund
ほか1社は、当連結会計年度において、持分の売却等したため、持分法適用の範囲から除外しております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社の名称等

会社等の名称

SPARX Finance S.A.

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、小規模であり、当期純損益及び利益剰余金等はいずれも、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、SPARX Asia Capital Management Limitedを含む4社の決算日は12月31日であり、そのほか1社の決算日は11月30日です。上記のうち11月30日を決算日とする連結子会社については、2月末日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。また12月31日を決算日とする連結子会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。なお、他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

ロ その他有価証券 時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）
を採用しております。

時価のないもの……総平均法による原価法を採用しております。

(投資事業組合等への出資)

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② デリバティブ

時価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を、また在外連結子会社は定額法を採用しております。

ただし、平成28年4月1日以降に取得した有形固定資産については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物	3年～20年
工具、器具及び備品	3年～20年
機械装置	17年～22年
車両運搬具	6年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒り引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、一部の在外子会社における役職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

費用処理されていない数理計算上の差異等の未認識額は、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

③ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

④ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

II. 会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ39百万円増加しております。

III. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

投資有価証券 62百万円

(2) 担保に係る債務

長期借入金 5,000百万円

2. 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。

金融商品取引責任準備金 金融商品取引法第46条の5

3. 有形固定資産の減価償却累計額 245百万円

IV. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	増加株式数	減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	209,537,400	24,900	-	209,562,300

(変動事由の概要)

普通株式の発行済株式の増加24,900株は、新株予約権の権利行使によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配の当総額	1株当たり額	基準日	効力発生日
平成28年 6月8日 定時株主総会	普通株式	815百万円	4円00銭	平成28年 3月31日	平成28年 6月9日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配の当総額	1株当たり額	基準日	効力発生日
平成29年 6月7日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	811百万円	4円00銭	平成29年 3月31日	平成29年 6月8日

3. 新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度期末残高(百万円)
		当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
第7回新株予約権	普通株式	10,400	—	10,400	—	—
第8回新株予約権	普通株式	10,500	—	3,900	6,600	4
第10回新株予約権	普通株式	22,500	—	22,500	—	—
第11回新株予約権	普通株式	25,500	—	15,000	10,500	4
計		68,900	—	51,800	17,100	9

(注) 1. 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。

2. 第7回新株予約権の当連結会計年度の減少は、新株予約権の行使及び行使期間満了に伴う消滅によるものであります。
3. 第8回及び第11回新株予約権の当連結会計年度の減少は、新株予約権の行使によるものであります。
4. 第10回新株予約権の当連結会計年度の減少は、行使期間満了に伴う消滅によるものであります。

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い債券及び預金等の他、ファンド組成等のためのシードマネーに限定し、資金調達については主として銀行借入によっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収投資顧問料及び未収委託者報酬に係る信用リスクは、当社グループが管理あるいは運用するファンド、一任運用財産自体がリスクの高い取引を限定的にしか行っていないポートフォリオ運用であることから、限定的であると判断しております。

また、営業債権債務の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該営業債権債務のネットポジションを毎月把握しており、さらに必要と判断した場合には、先物為替予約等を利用してヘッジする予定にしております。

投資有価証券は、主にファンドへのシードマネーや投資事業有限責任組合への出資です。ファンドは時価のある有価証券であることから市場価格の変動リスクに晒されておりますが、「自己資金運用規程」に基づき、毎月時価を把握し、取締役会に報告しております。

借入金の利息は、固定金利であり支払金利の変動リスクはありません。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時 價 (*)	差 額
(1) 現金・預金	14,459	14,459	—
(2) 投資有価証券	2,980	2,980	—
その他有価証券	2,980	2,980	—
(3) 未収入金	756	756	—
(4) 未収委託者報酬	362	362	—
(5) 未収投資顧問料	836	836	—
(6) 未払手数料	(98)	(98)	—
(7) 未払金	(961)	(961)	—
(8) 長期借入金	(5,000)	(4,980)	△19

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

- (1) 現金・預金、(3) 未収入金、(4) 未収委託者報酬及び(5) 未収投資顧問料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (2) 投資有価証券

シードマネーとしての投資信託等は公表される基準価額又は合理的に算定された価格、株式は取引所の価格によっております。

- (6) 未払手数料及び(7) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (8) 長期借入金

元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、「2. 金融商品の時価等に関する事項(2) 投資有価証券」には含めておりません。
- ・非上場株式（連結貸借対照表計上額52百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。
 - ・投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（連結貸借対照表計上額1,382百万円）については、組合財産が時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されていることから、時価開示の対象としておりません。

VII. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	77円37銭
2. 1株当たり当期純利益	11円55銭

VIII. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、平成29年4月26日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを以下のとおり決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

株主還元の充実を図るとともに、資本効率の向上および経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため。

2. 取得に係る事項の内容

(1)取得対象株式の種類	当社普通株式
(2)取得する株式の総数	1,500,000株（上限） (発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 0.74%)
(3)株式の取得価額の総額	330,000,000円（上限）
(4)取得期間	平成29年5月1日から平成29年5月31日まで
(5)取得方法	東京証券取引所における市場買付

VIII. その他の注記

追加情報に関する注記

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

③ 計算書類の個別注記表

当社の計算書類及びその附属明細書は「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）に基づいて作成しております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	……総平均法に基づく原価法を採用しております。
その他の関係会社有価証券	……投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
その他有価証券	時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの……総平均法による原価法を採用しております。 (投資事業組合等への出資) 投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

なお、耐用年数は以下のとおりであります。

車両運搬具 6年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

II. 会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる計算書類に与える影響はありません。

III. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

投資有価証券	62百万円
--------	-------

(2) 担保に係る債務

長期借入金	5,000百万円
-------	----------

2. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	1,122百万円
--------	----------

長期金銭債権	14百万円
--------	-------

短期金銭債務	253百万円
--------	--------

3. 有形固定資産の減価償却累計額

3百万円

IV. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

370百万円

関係会社業務受託収入

1,086百万円

営業費用及び一般管理費

2,983百万円

営業取引以外の取引高

V. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首数 株式	増加株式数	減少株式数	当事業年度末数 株式
普通株式	5,647,110	1,090,100	－	6,737,210

(変動事由の概要)

自己株式の増加株式数1,090,100株は、当事業年度において取締役会決議による自己株式取得によって増加したものであります。

VII. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金否認	4百万円
関係会社株式評価損否認	4,841百万円
投資有価証券評価損否認	15百万円
未払賞与否認	7百万円
未確定債務否認	2百万円
繰越欠損金	3,116百万円
その他有価証券評価差額金	24百万円
その他の税務調整項目	248百万円
繰延税金資産小計	8,261百万円
評価性引当額	△7,789百万円
繰延税金資産合計	472百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	23百万円
繰延税金負債合計	23百万円
繰延税金資産の純額	448百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第85号）及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第86号）が平成28年11月18日に国会で成立し、消費税率の10%への引上げ時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に延期されました。

これに伴い、地方法人特別税の廃止及びそれに伴う法人事業税の復元、地方法人税の税率改正、法人住民税法人税割の税率改正の実施時期も平成29年4月1日以後に開始する事業年度から平成31年10月1日以後に開始する事業年度に延期されました。

繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率に変更はありませんが、国税と地方税の間で税率の組替えが発生する結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は26百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

VII. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
	SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.	韓国 ソウル	4,230 百万韓国 ウォン	資産運用業	所有 70.1%	業務管理 サービス の提供	受取配当金	29	-	-
子会社	スパークス・アセット・マネジメント株式会社	東京都 港区	2,500 百万円	資産運用業	所有 100%	業務管理 サービス の提供	業務受託 (注1)	271	未収入金	69
							受取配当金	2,000	-	-
							連結納税 による個別帰属額	656	未収入金	677
							業務委託 (注1)	1,086	未払金	252
	スパークス・グリーンエナジー&テクノロジー株式会社	東京都 港区	25 百万円	再生可能エネルギーにおける発電事業及びそのコンサルティング	所有 100%	業務管理 サービス の提供	業務受託 (注1)	28	未収入金	7
							受取配当金	200	-	-
							資金の貸付 (注2)	312	短期貸付金	50
							受取利息 (注2)	0	未収益	0
							連結納税 による個別帰属額	58	未収入金	203
	スパークス・アセット・トラスト&マネジメント株式会社	東京都 港区	100 百万円	資産運用業	所有 100%	業務管理 サービス の提供	業務受託 (注1)	18	未収入金	4
							連結納税 による個別帰属額	38	未収入金	53
	SPARX Asia Investment Advisors Limited	中国香港 特別行政区	3,100 千香港ドル	資産運用業	所有 (間接100%)	業務管理 サービス の提供	業務受託 (注1)	51	未収入金	12

取引条件ないし取引条件の決定方針等

- (注) 1. 市場価格を勘案し一般的な取引条件と同様に決定しております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
3. 上記の表のうち、日本国内の会社については期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。また、日本国外の会社については期末残高及び取引金額に消費税等を含めておりません。
4. 議決権等の所有割合の（ ）内は、間接所有の割合を内書しております。

VIII. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	67円78銭
2. 1株当たり当期純利益	11円97銭

IX. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、平成29年4月26日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを以下のとおり決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

株主還元の充実を図るとともに、資本効率の向上および経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類	当社普通株式
(2) 取得する株式の総数	1,500,000株（上限） (発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 0.74%)
(3) 株式の取得価額の総額	330,000,000円（上限）
(4) 取得期間	平成29年5月1日から平成29年5月31日まで
(5) 取得方法	東京証券取引所における市場買付

X. その他の注記

追加情報に関する注記

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。